

2006年12月11日

マスコミ各社 御 中

布川事件弁護団

日頃から大変お世話になっております。

布川事件については、明日12月12日に、東京高裁での証人尋問が行われるのに合わせて、同日午後に記者会見をお願いしておりますが、その参考として、情報提供をさせていただきます。

### 1 布川事件の概要・確定判決の問題点

「ざ・布川事件」というホームページに書かれていますので、ご参照ください。

<http://www.fureai.or.jp/~takuo/fukawajiken/>

なお、このホームページは弁護団の責任で作っているものではありませんが、内容的には問題ないと思います。

### 2 布川事件の経過

これも、再審開始決定までは上記ホームページをご参照ください。

その後、高裁の進行については以下のとおりです。

2005年9月21日 再審開始決定

9月26日 検察官が即時抗告

11月24日 第1回進行協議

12月27日 検察官が即時抗告理由補充書を提出

2006年3月2日 第2回進行協議

7月14日 弁護団が意見書を提出（検察官への反論と、即時抗告理由の補充）

桜井録音テープを分析した中田宏氏の鑑定書を提出

9月 仙波厚裁判長から大野市太郎裁判長に交替

9月29日 第3回進行協議

杏林大学法医学教室佐藤喜宣教授の意見書を提出（殺害方法）

10月6日 裁判所から、裁判所が選任した鑑定人による殺害方法の鑑定の実施について意見照会

10月12日 第4回進行協議 殺害方法の鑑定について

11月6日 第5回進行協議 佐藤喜宣教授の尋問を決定  
鑑定を実施するかどうかはそのうえで判断、となる。

### 3 12月12日の尋問の内容

証 人 杏林大学法医学教室佐藤喜宣教授

内 容 殺害方法（扼頸か絞頸か、口詰めとの先後関係）について  
三澤意見書・検察官調書の妥当性について  
木村鑑定書の妥当性について

\*検察官が、三澤章吾東京都監察医務院長（当時）の意見書等を提出して、「扼頸」の可能性は否定できない、先に口詰めをしたとみることもできる、と主張し、木村鑑定を否定しようとしていることに対する反論をするのが弁護団の目的。

4 検察官からの証拠開示について

1 1月には、初期の請求人らの自白の経過を記録した捜査官の捜査報告書など、調書類14点が開示された。請求人に有利な内容も含まれている可能性あり、分析中。

1 2月には、現場の写真、アリバイ関係証拠等が開示された。

弁護団では、さらなる開示を求めている。

連絡先：日本弁護士連合会事務局

人権第一課 宮本寛子

TEL:03-3580-9502

FAX:03-3580-2866

E-mail: miyamotoh@nichibenren.or.jp

# 布川事件／佐藤喜宣証人尋問について

2006年12月12日

弁護士 秋元 理匡

## 1 原審（水戸地裁土浦支部）での審理状況

2002. 7.19 弁護団，再審請求理由補充書，木村康博士（千葉大医学部名誉教授，法医学）作成の意見書（新証拠 14）を提出。

2002.12.28 検察官，答弁書，三澤章吾博士（東京監察医務院院長〔当時〕）作成の意見書を提出。

2003. 3.31 弁護団，反論書提出。

2003. 7.31 検察官，口詰めパンツ，首絞めパンツ等を開示  
…首絞めパンツは軽く伸ばして 67cm

2003. 9.17 検察官，死体検案書（1967年8月30日に秦医師が作成したもの）を開示  
…死因は「窒息死」「絞殺（推定）」，解剖所見に「頸部に絞痕あり」

2003. 9.24 木村康証人，主尋問

2003.10.21 木村康証人，反対尋問

2004. 2.19 三澤章吾証人，主尋問

2004. 3.11 三澤章吾証人，反対尋問

2005. 9.21 再審開始決定

2005.12.28 検察官，即時抗告理由補充書，三澤博士の供述調書を提出

2006. 7.14 弁護団，意見書提出

2006. 9.29 弁護団，再審請求理由補充書(10)，佐藤喜宣意見書（新証拠 110）を提出  
【殺害行為に関する確定判決の認定】

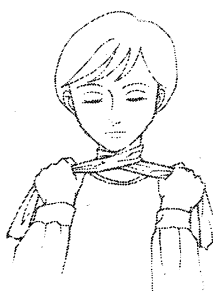
「被告人両名が同人（註－被害者）が同所（註－被害者方は八畳間）にあつた布を押し込み，被告人櫻井が同人の頸部に同所にあつた布を巻きつけてその上から両手でのどを強く押しつけて扼し，よつて，同時同所において同人を気管閉塞による窒息死に至らしめてこれを殺害し」

【争点】

- ① 殺害行為の態様（扼頸か絞頸か）
- ② 殺害行為の順序（頸部圧迫が先か，パンツの口詰めが先か）



扼頸（手や腕で首をしめる）



絞頸（布状のもので首をしめる）

争 点		木 村 鑑 定	三 澤 鑑 定
殺害行為の 態様	扼頸の所 見がある か	爪痕も指頭の圧痕もない 右胸鎖乳突筋下出血の下に皮下出 血も筋肉内出血もない 腐敗も、これらが分からなくなる ほどは進んでいない 頸部諸軟骨（甲状軟骨，輪状軟骨， 舌骨）が骨折していない →ない	パンツがクッションの役割を果 たす  腐敗によって分からなくなるこ ともある 必ず骨折するとは限らない →あったとしても否定できない
	絞頸の所 見がある か	左側頸部に横に走る三本の表皮剥 脱創 右胸鎖乳突筋下出血 パンツを軽く伸ばせば 67 cm →ある	腐敗進行により区別できなくな った可能性がある  →絞頸と断定することはできな い
殺害行為の順序		口部周辺の表皮剥脱や口腔内部に 粘膜剥離がない 腐敗が進行しても判別できる →絞頸の後にパンツを口の中に挿 入した	腐敗進行によって判別できなく なった可能性がある →先にパンツが挿入されたあと に首がしめられたとしても否定 できない



## 2 原審の判断

被害者の死体には、請求人らの自白が真実であれば認められるはずの扼頸を示す所見が認められず、それどころか絞頸の所見が認められる可能性が高いのである、更に、絞頸が先で被害者の口腔内に口中のパンツを詰め込む行為が後に行われたとの合理的な疑いも生じるにいたっている

木村鑑定等が確定判決を下した裁判所の審理中に提出していたならば、請求人らの自白は、殺害行為の方法及び順序という自白の枢要部分において、死体の客観的状況と矛盾する可能性が高く、その信用性に動揺を来すことになるから、確定判決のような殺害行為の方法及び順序を認定できたかどうか疑問を生じる

その枢要部分の信用性を減された請求人らの自白がなおも確定判決における有罪認定を維持し得るほどの信用性を有するかを改めて検討する必要があるが、その際には、請求人らの捜査段階における自白について、これに関連する新旧全証拠を総合して、その信用性を全面的に検討する必要がある

## 3 佐藤喜宣意見書

### (1) 弁護団の狙い

木村鑑定の合理性と三澤鑑定の不合理性を裏付け、現決定の判断が正しかったことを明

らかにする。

(2) 佐藤意見書の要旨

- ・ 自白のような態様では横に走る表皮剥脱は生じない。これは、絞頸の痕跡と見て矛盾はない。パンツの表面が粗糙であったとしても、それが印象されたときに線状の表皮剥脱にはならない。
- ・ パンツによる絞頸は解剖所見と矛盾しない。
- ・ 頸部は判別できないほどには腐敗していなかった。パンツで強く圧迫されていたので、外気に触れなかったため。
- ・ それにもかかわらず、扼頸の所見はない。
- ・ 頸部圧迫の後にパンツの口詰めがあった。
- ・ 殺害態様に着いての仮説

… パンツの「両端を手指で握り、一方の握りを本件死体の右側頸に当てて、これを支点とするように絞頸する」

このように考えると、左側頸部に3本の表皮剥脱があることと右鏡鎖乳突筋下に出血があること（圧迫があったこと）を矛盾なく説明することができる。

(3) 佐藤証言で更に分かったこと

- ・ 手の平で首を押しても殺害できないはず。
- ・ 現場は床が落ちていた →自白のような態様では殺害は不可能

(4) 佐藤意見書・証言から明らかになること

ア 木村鑑定の合理性と三澤鑑定の不合理性

イ 自白と死体所見の不一致

[櫻井の s42.11.2 録音テープ]

「首しめようと思ってパンツを回したんです。だけど回らなかったんでそのままにして両手で上から喉しめたんです。」

[櫻井の s42.11.3 員面調書]

「パンツを首の右側のところに当てて左手ではじを持って先へ回して首のところを縛んべと思ったら短く手首が回らないので、パンツはそのままにして両手の掌を胸の上辺りから首のところ押し当てて体が前こごみになって畳の底板が抜けているんで体が首の上に乗るぎり前こごみになっていたような状態で（被害者）さんの首を締めつけだのです。」

[櫻井の s42.10.19 検面調書]

「両手で喉を押さえつけました……自分は警察の調書では、パンツを使って締めたがそれが回らなくて喉に手を当てて手で押さえたとなっていますが、それを使ったのがはっきりしませんでした」

[杉山の s42.12.13 検面調書]

「おやじの首に白い布を巻いて両手で上から押さえつけていた」

ウ 自白では説明のつかない死体所見の存在

頭部から左右頬部にかけて水平な約 21cm の弓状の圧迫創

左側にだけある眼球角膜・眼瞼・眼球結膜の出血 →押さえつけられていたのか？

#### 4 殺害論争の今後

裁判所が職権で鑑定を行うか？

12月18日（月）午後1時から三者協議

以 上

## 【櫻井10.17録音テープ】

### 第1 櫻井10.17録音テープを専門家に鑑定依頼した経緯

- 1 検察官は、原審(水戸地裁土浦支部)において、昭和42年10月17日取手警察署で録音された請求人櫻井昌司の自白を記録した録音テープを証拠開示してきた。
- 2 弁護団は上記10.17録音テープについて原審で、①録音開始時刻及び同終了時刻とテープの録音再生時間とを比べてみると、前半部分で15分程度、後半部分で50分後程度録音していない時間があることが判明したこと、②同テープには中断箇所があり、捜査官が誘導していると認められること等を主張した。
- 3 原決定も上記テープについて、自白2日後だが中断の形跡がある、録音時間と再生時間の齟齬もある、録音途中の変更自白は杉山自白を了知した早瀬取調官の誘導の可能性が否定できない、秘密の暴露もない、として確定審で提出された他の2本のテープとともに、いずれも自白の信用性を増強するものとは認められないと判断した。
- 4 これに対し、検察官は即時抗告理由補充書の中で、弁護人が指摘する中断箇所は、テープが中断された形跡とは認められないと主張し、捜査報告書を提出してきた。この捜査報告書は人間が耳でテープを聴いた上で作成したものである。
- 5 そこで弁護団は今回上記10.17テープの科学的分析を音響分析の専門家である中田宏氏に依頼した。

鑑定事項は、テープ中に、中断箇所等の編集痕が存在しているか否か、存在している場合、その数及び編集箇所、編集内容等について分析である。
- 6 中田宏氏は、2006年9月14日付鑑定書を提出した。その結果、10.17テープには13箇所の中断箇所・編集箇所が存在することが判明した。同テープは、捜査官による編集作業が行われていたこと、取調過程において請求人らに対する捜査官による不当な誘導があったこと、自白の任意性を否定することを裏付ける物証であることを明らかにした。

さらには編集されていると判断される箇所からみると、10.17テープは櫻井が自ら経験していないことを供述させられていることを示す証拠でもあることが分かり、まさに同テープは請求人らの無罪を根拠づける重要な物証であることが判明するに至った。

## 第2 櫻井10.17録音テープの専門家による分析結果

- 1 中田宏氏による録音テープ分析の手法は、主として音声データを、各周波数成分に分解することにより、音声成分とノイズ成分を分離してグラフィカルに表示し(スペクトル表示)、各成分の異常な変化を捕らえて、編集痕の有無を探るものである。
- 2 具体的な分析は、鑑定テープを厳密にセッティングを施したテープデッキで再生して、出力音声信号をデジタルデータに変換してコンピュータに取り込み、FFT(高速フーリエ変換)アナライザーを用いて、FFTグラフ(各周波数成分に分解して、各周波数成分毎の強度を表示したもの)を作成して精査すると共に、音声波形グラフのふるまいを調べることにより行った。同時に再生音声の聴覚による判別も行った。その結果、録音の中断や、重ねて録音するなどの多数の編集痕の存在が判明した。詳細は次項のとおりである。

### 3 結論

- (1) 鑑定テープの正確な録音時間(4時44分までの前半部分)を測定した結果、録音時間は1時間8分47秒であった(分析000より)。これは、早瀬氏が読み上げた時刻から算定した録音時間よりも17分13秒短い。
- (2) 鑑定テープには、下記の13箇所、編集痕が認められた。
  - ①録音開始地点 0時間00分19秒(分析001)  
何度か録音開始・停止を繰り返したと考えられる。
  - ②0時間40分31秒(分析003)  
この箇所は、オーバーライトを伴う録音停止・再開の編集作業があったと断定できる。
  - ③0時間44分22秒(分析004)  
この箇所は、録音停止・再開の編集作業があったと断定できる。
  - ④0時間49分12秒(分析005)  
この箇所は、録音停止・再開の編集作業があったと断定できる。
  - ⑤0時間52分59秒(分析006)  
この箇所は、録音停止・再開の編集作業があったと断定できる。
  - ⑥0時間58分58秒(分析007)  
この箇所は、テープをカットしてつなげるという編集作業があった可能性が非常に高い
  - ⑦1時間03分40秒(分析008)  
この箇所は、録音停止・再開の編集作業があったと断定できる。
  - ⑧1時間07分34秒(分析009)  
この箇所は、録音停止・再開の編集作業があったと断定できる。
  - ⑨1時間11分10秒(分析010)  
この箇所は、録音停止・再開の編集作業があったと断定できる。
  - ⑩1時間12分58秒(分析011)



この箇所は、録音停止・再開の編集作業があったと断定できる。

⑪1 時間 15 分 40 秒(分析012)

この箇所は、録音停止・再開の編集作業があったと断定できる。

⑫1 時間 18 分 51 秒(分析013)

この箇所は、オーバーライトを伴う録音停止・再開の編集作業があったと断定できる。

⑬1 時間 20 分 47 秒(分析014)

この箇所は、録音停止・再開の編集作業があったと断定できる。

(3) 編集痕を分類すると下記のとおりである。

ア テープをカットしてつなげるという編集作業があった可能性が非常に高い箇所

①58 分 58 秒(分析007)

イ オーバーライトを伴う録音停止・再開の編集作業があったと断定できる箇所

①40 分 31 秒(分析003)、②1 時間 18 分 51 秒(分析013)

ウ 録音停止・再開の編集作業があったと断定できる箇所

①0 時間 44 分 22 秒(分析004)、②0 時間 49 分 12 秒(分析005)、

③1 時間 03 分 40 秒(分析008)、④1 時間 11 分 10 秒(分析010)

⑤1 時間 15 分 40 秒(分析012)、⑥1 時間 20 分 47 秒(分析014)

エ 録音停止・再開の編集作業があった可能性が非常に高い箇所

①0 時間 52 分 59 秒(分析006)

オ 何度か録音開始・停止を繰り返したと考えられる箇所

①録音開始地点 0 時間 00 分 19 秒(分析001)